

●問い合わせ 役場子育て支援課 子育て支援係 ☎096(293)5981

ヤングケアラーとは

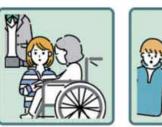
法令上の定義はありませんが、「本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子 ども自身がやりたいことなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」とされています。

学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調を感じたりするほどの重い負荷がかかっている場合は、注意が必要です。 子どもらしく過ごす時間を確保し、家族をケアしていることの誇りも大切にして一人一人の子どもを支援しましょう。



障がいや病気のある家族に代 家族に代わり、幼いきょうだ 障がいや病気のあるきょうだ わり、買い物・料理・掃除・ いの世話をしている 洗濯などの家事をしている





日を離せない家族の見守りや いの世話や見守りをしている 声かけなどの気づかいをして や障がいのある家族のために いる



日本語が第一言語でない家族 通訳をしている



を助けている



TUS



て、陣がいや病気のある家族 ル問題を抱える家族に対応し 性的な病気の家族の看病をし の回りの世話をしている ている



家計を支えるために労働をし アルコール・薬物・ギャンブ がん・難病・精神疾患など慢 障がいや病気のある家族の身



猫がいや病気のある家族の入 浴やトイレの介助をしている (参考)厚生労働省ホームページ

子どもがもっている権利

(参考)日本ユニセフ協会

生きる権利 住む場所や食 べ物があり、

命が守られる。

育つ権利 元気に・健康に 毎日をすごし て成長する。

これらは、世界の国々で約束されている、 子どもの権利です。

誰からも、この権利を奪われることが あってはいけません。

守られる権利

保護者の人から 育てられる。守っ てもらえる。

参加する権利 自分の意見を 言う。話を聞い てもらえる。

☆ヤングケアラーに関する相談窓口

相談窓口	電話番号	その他
熊本県ヤングケアラー相談支援センター	2 096 (384) 1000	平日 8:30 ~ 17:00 土・日・祝日・年末年始は休み
児童相談所 相談専用ダイヤル	a 0120(189)783	通話料無料
24時間子どもSOSダイヤル(文部科学省)	☎ 0120(0)78310	通話料無料、24時間受付、年中無休
子どもの人権 110番(法務省)	☎ 0120(007)110	通話料無料 平日 8:30 ~ 17:15、土・日・祝日・年末年始は休み
役場子育て支援課	☎ 096 (293) 5981	平日 8:30 ~ 17:15
ふくしの相談窓口(役場1階)	☎ 096 (293) 3122	土・日・祝日・年末年始は休み

■熊本地震 関連事業決算

令和3年度は熊本地震の復旧・復興のために、令和2年度からの繰越も含めて約18億円(一般会計)を使いました。

熊本地震関連の主な	事 業
新庁舎建設に係る工事のための費用 (一部)	14億1,971万円
新庁舎に係る備品購入のための費用	2億2,280万円
設庁舎や仮設書庫・倉庫などの借上料	1,012万円
熊本地震復興基金活用事業の主な経費	
本地震復興イベント(ゾロ像除幕式)への助金	300万円
ョ 間賃貸住宅への入居や転居助成など住まいの	520万円
建支援のための費用 建木造住宅の耐震改修のための補助金	668万円
度小点性もの側接以修のための相切並 	00071

■新型コロナウイルス感染症対策関連の主な事業

令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のために、約15億円(一般会計)を使いました。

感 染 防 止 対 策				
ワクチン接種のための費用	2億4,026万円			
地域づくり活動支援事業補助金 (地域コミュニティの感染対策に係る補助)	623万円			
学童保育施設の臨時特別開所経費及び自粛要請によ る利用料の補助	649万円			
保育園、認定こども園、学童保育施設、子育て関係 施設の感染症対策に係る補助	2,947万円			
児童生徒1人1台の端末整備など、小中学校からの オンライン授業に対応するため費用	1,228万円			
小中学校のコロナ対策用品購入事業	2,174万円			
在宅で読書ができる電子図書館の運営に関する費用	209万円			

経済対策その他			
子育て世帯への生活支援特別給付金	2,000万円		
非課税世帯等への臨時特別給付金	2億6,550万円		
地域移動販売事業補助金	254万円		
子育て世帯への臨時特別給付金	6億9,920万円		
感染防止対策継続助成金(飲食・宿泊事業者等への事業継続のための給付金)	2,292万円		
宿泊客誘致緊急対策事業(観光業を支援するため 宿泊費等の助成)	3,234万円		

半壊以上の判定を受けた住宅の応急修理に対する補助金

■町の財政は大丈夫?〜健全化判断比率と資金不足比率〜

「健全化判断比率」とは、財政が良好かどうかが判断できる指標です。財政破たんを防止し早期に健全化を図ることを目 的としています。「早期健全化基準」を上回ると、自主的な改善努力をしなければなりません。町は基準よりも下回ってい ますので、財政は健全な状態ということが分かります。

343万円

健全化判断比率	令和2年度	令和3年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	_	_	13.47
②連結実質赤字比率	_	_	18.47
③実質公債費比率	8.0	6.5	25.00
④将来負担比率	_	_	350.00

貸金个足比率	令和2年度	令和3年度	経宮健全化基準
⑤資金不足比率	_	_	20.00

※①、②、④、⑤は黒字のため「-」を表示しています。

①実質赤字比率………財政運営の悪化の度合いを示す比率です。町は、実質黒字です。

②連結実質赤字比率……全ての会計を合算し、町全体の財政運営の度合いを示す比率です。町は、黒字です。

③実質公債費比率……元利償還金など(借金の返済額など)を指標化した比率です。

④将来負担比率……将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す比率です。

⑤資金不足比率………公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。町は、公共下水道事業会計、農業 集落排水事業会計、工業用水道事業会計の各会計とも資金の不足額はありません。

5 広報おおづ 2022.11 広報おおづ 2022.11 4